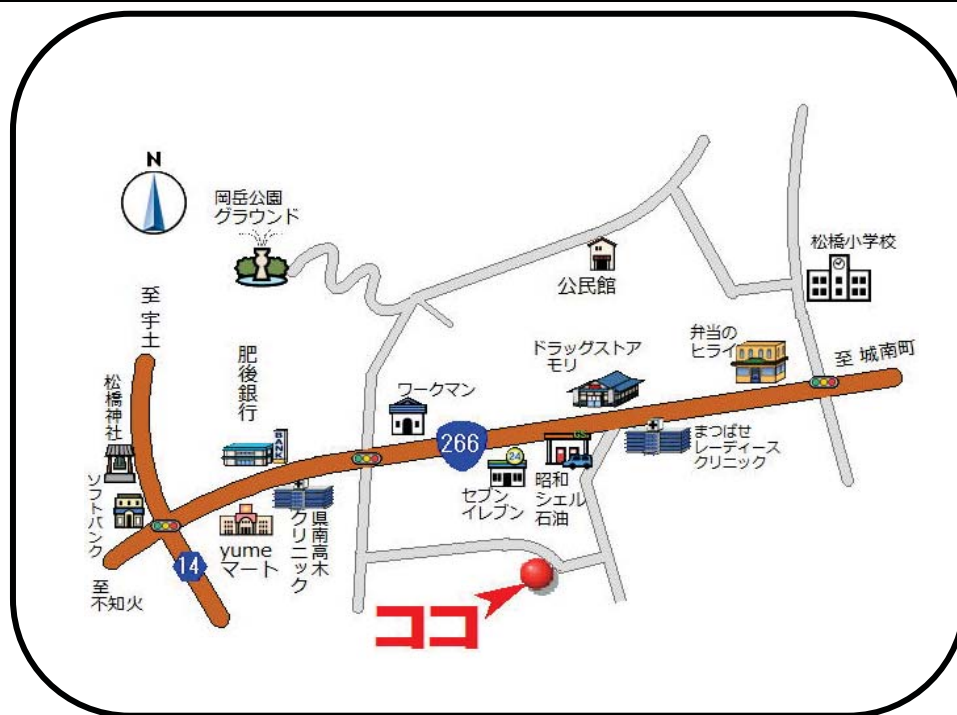


中原分譲地

所在地 目録 地積	宇城市松橋町松橋字中原652番2 宅地 191.51 m ²	A号地 価格	800万円
所在地 目録 地積	宇城市松橋町松橋字中原652番8 宅配 184.60 m ²	B号地 価格	750万円
所在地 目録 地積	宇城市松橋町松橋字中原652番9 宅地 257.30 m ²	C号地 価格	済
合計面積	(畑 m ² ・宅地 633.43 m ²)		
指定制限等	都市計画区域内 区域区分未設定区域 第一種中高層住居専用地域 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 外壁の距離距離 m 外壁の長さの合計3m以内の部分で隣地境界まで50センチメートル緩和 建築物の高さ制限 北側斜線 10 + 1:1.25 道路斜線 1:1.25 反対側道路境界線より 法22条区域 内 屋根:不燃材料等 外壁:準防火構造とする事 道路幅員 4.0m・6.25m 法42条1項1号道路 熊本県がけ条例 H=2000以上 工作物建築許可		
上水道	前面道路		
下水道	前面道路		



一級建築士設計事務所 県知事登録第957号 建設業許可 県知事登録第8245号
 宅地建物取引業者免許(11)第2060号 (一社)熊本県宅地建物取引業協会員



株式会社松久工業 不動産

熊本県宇城市松橋町曲野2163番地1

TEL 0964-33-3088

FAX 0964-33-3070

Eメール matsu@matsuhi.com



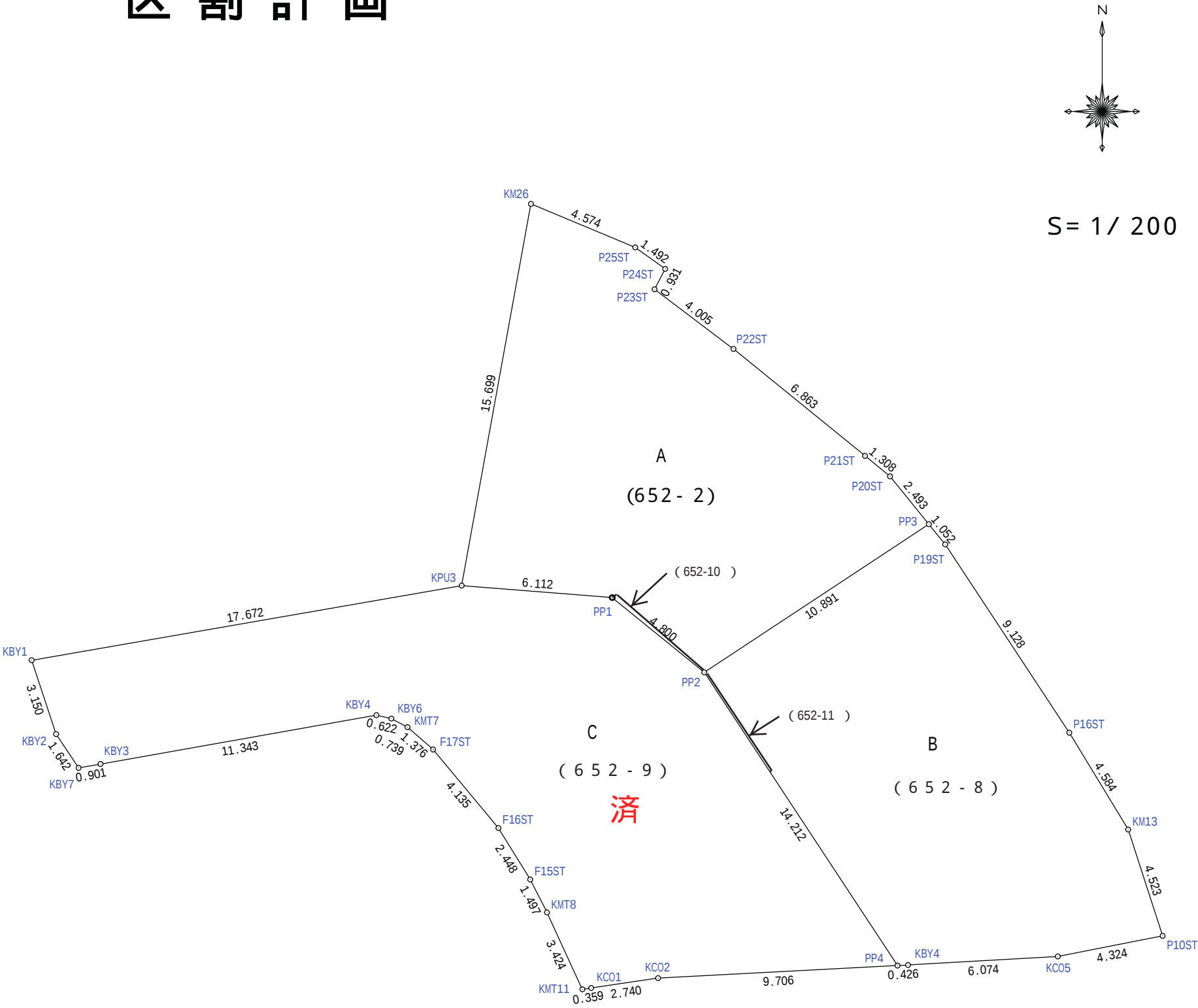
中の原売地 造成 工事設計図	図 名 区割り・販売価格	縮 尺	日 付	御施主承認印	図面番号	担 当
		1 / 2 0 0	年 月 日			
		特 記：				
		熊本県宇城市松橋町曲野 2 1 6 3 - 1 松久ビル 3 F				
		株式会社 松久一級建築士設計事務所 0964(33)3088 事務所登録熊本県知事第957号 一級建築士大臣登録第122422号 松本義久				

区 割 計 画

地 番	㊦ A			
測 点	X 座 標	Y 座 標	(X _{n+1} - X _{n-1})・Y _n	距 離
KM26	-38321.898	-29934.368	269211.333450	15.699
KPU3	-38337.345	-29937.172	-126091.527705	6.112
PP1	-38337.830	-29931.079	-376439.152770	4.800
PP2	-38340.856	-29927.353	-491453.092208	10.891
PP3	-38334.861	-29918.261	-288354.824442	2.493
P20ST	-38332.924	-29919.831	98975.609768	1.308
P21ST	-38332.095	-29920.843	242987.150205	6.863
P22ST	-38327.768	-29926.170	326667.566664	4.005
P23ST	-38325.354	-29929.366	105931.278456	0.931
P24ST	-38324.529	-29928.934	29931.457149	1.492
P25ST	-38323.661	-29930.147	208250.773874	4.574
		倍 面 積	-383.427559	
		面 積	191.7137795	
		地 積	191.71 m ²	

地 番	㊦ B			
測 点	X 座 標	Y 座 標	(X _{n+1} - X _{n-1})・Y _n	距 離
PP3	-38334.861	-29918.261	373918.234194	10.891
PP2	-38340.856	-29927.353	48616.205408	14.212
PP4	-38352.720	-29919.529	-316371.587280	0.426
KBY4	-38352.696	-29919.104	-248870.644344	6.074
KC05	-38352.350	-29913.040	-395297.671450	4.324
P10ST	-38351.516	-29908.797	-109225.117568	4.523
KM13	-38347.214	-29910.192	144837.427278	4.584
P16ST	-38343.298	-29912.574	284008.808286	9.128
P19ST	-38335.678	-29917.599	218015.000786	1.052
		倍 面 積	-369.344690	
		面 積	184.6723450	
		地 積	184.67 m ²	

地 番	㊦ C			
測 点	X 座 標	Y 座 標	(X _{n+1} - X _{n-1})・Y _n	距 離
KBY1	-38340.364	-29954.584	629548.776880	3.150
KBY2	-38343.354	-29953.592	-72890.715954	1.642
KBY7	-38344.721	-29952.683	-68867.118916	0.901
KBY3	-38344.564	-29951.796	-462282.063584	11.343
KBY4	-38342.587	-29940.627	-451483.961925	0.622
KBY6	-38342.726	-29940.021	-48273.492034	0.739
KMT7	-38343.071	-29939.368	-64799.789990	1.376
F17ST	-38343.975	-29938.331	-141182.515950	4.135
F16ST	-38347.154	-29935.686	-150781.009528	2.448
F15ST	-38349.236	-29934.399	-75394.597976	1.497
KMT8	-38350.570	-29933.720	-80996.403840	3.424
KMT11	-38353.680	-29932.287	-68576.379840	0.359
KC01	-38353.628	-29931.932	-117553.869820	2.740
KC02	-38353.227	-29929.222	-475695.074481	9.706
PP4	-38352.720	-29919.529	-71681.233680	14.212
PP2	-38340.856	-29927.353	442836.886800	4.800
PP1	-38337.830	-29931.079	376439.152770	6.112
KPU3	-38337.345	-29937.172	901119.294225	17.672
		倍 面 積	-514.116843	
		面 積	257.0584215	
		地 積	257.05 m ²	



A号地

座 標 求 積 表 （世界測地系 第Ⅱ系）					
地 番	(B) 652-10				
測 点	標 識	X 座 標	Y 座 標	$(X_{n+1}-X_{n-1}) \cdot Y_n$	距 離
HY3	新・普・金	-38338.723	-29929.784	97610.388758	0.13
BP1	新・普・金	-38338.787	-29929.894	-93393.285132	3.28
HPP2	復・普・金	-38340.851	-29927.348	-4217.493610	3.23
			倍 面 積	-0.389984	
			面 積	0.1949920	
			地 積	0.19 m ²	

地 番	(A) 652-2	
公 簿	合 計 面 積	残 地
191.7137795	0.1949920	191.5187875
	地 積	191.51 m ²

地 積 一 覧

地 番	地 積
(A) 652-2	191.51 m ²
(B) 652-10	0.19 m ²

引 照 点 座 標 一 覧

引 照 点	X 座 標	Y 座 標	備 考
GPT-1	-38343.534	-29904.148	引照点標識鉋（GNSS-VRS単点観測法）
GPT-2	-38321.763	-29869.828	引照点標識鉋（GNSS-VRS単点観測法）

引 照 点 計 算 表

器 械 点	後 視 点	境 界 点	夾 角	距 離
GPT-1	GPT-2		0° 00' 00"	40.64
		BP1	222° 50' 09"	26.18
		HPP2	218° 59' 09"	23.35
		HY3	223° 01' 05"	26.08

点 検 に 使 用 し た 基 本 三 角 点 等

基準点名	種 別	X座標	Y座標	備 考
豊川北部NO. 1	2級基準点	-39546.338	-31025.387	ネットワーク型RTK法による単点観測法
豊川北部NO. 2	2級基準点	-39551.919	-30541.397	ネットワーク型RTK法による単点観測法

ネットワーク型RTK法による単点観測法の観測年月日 令和6年5月18日

測量年月日	令和 6 年 5 月 1 8 日
座 標 系	測地成果2011 第Ⅱ系
備 考	

作 成 者

熊本市中央区新屋敷3丁目16番9号
土地家屋調査士 甲 斐 義 一

(令和 6 年 5 月 23 日作成)

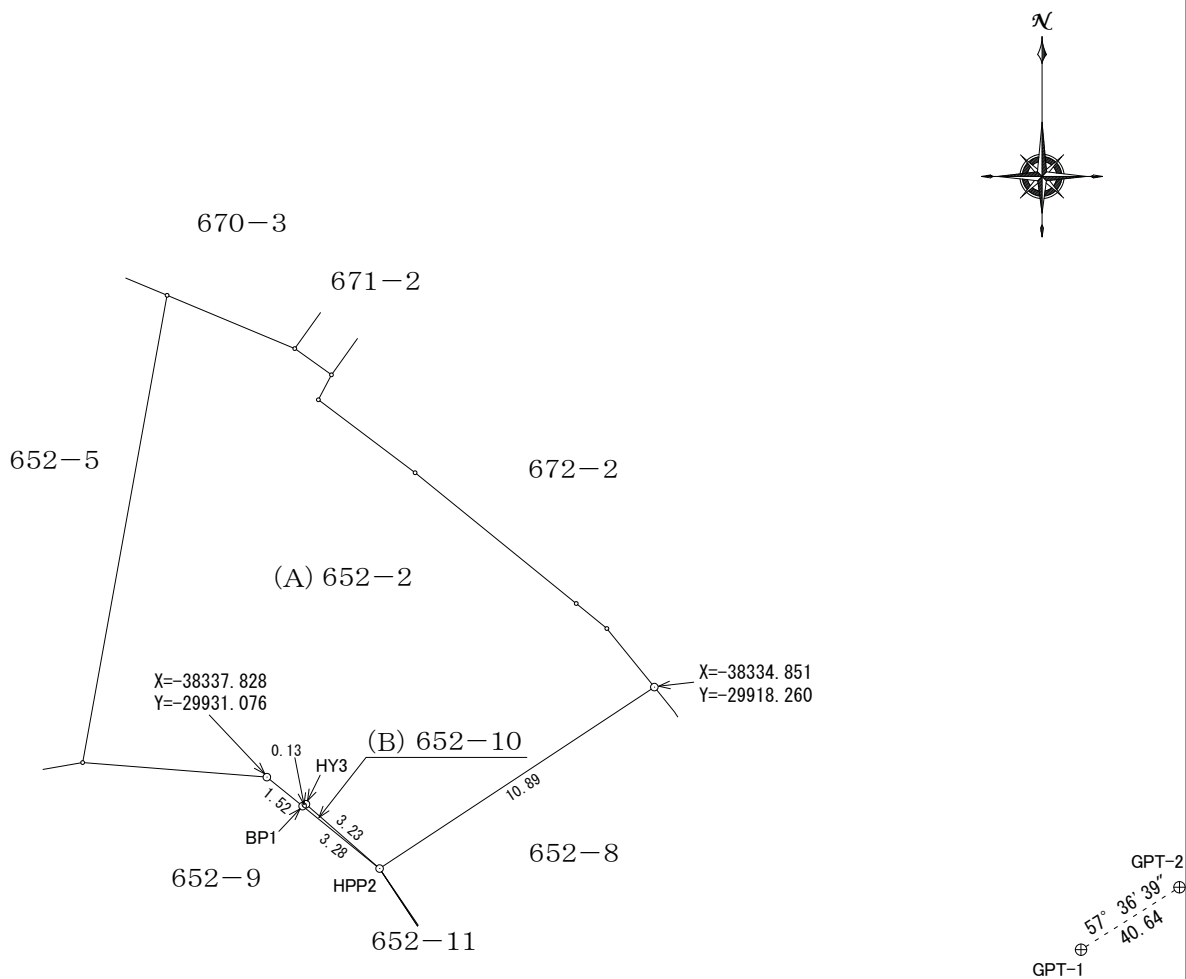
地 番

652-2、652-10

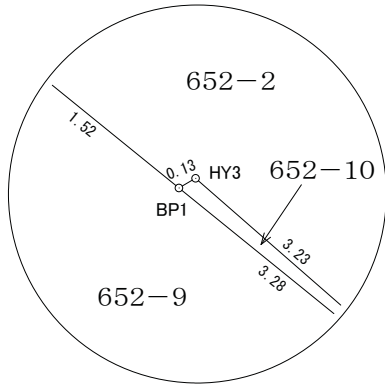
土 地 所 在 図
地 積 測 量 図

土地の所在

宇城市松橋町松橋字中原



拡大図1/50



既	既	設
新	新	設
替	入	替
復	復	元
永	永 久	標 識
普	普 通	標 識
金	金 属 プレ ー ト	標
鉋	金 属	鉋
ブ	プ ラ ス チ ッ ク	杭
石	石	杭
コ	コ ン ク リ ー ト	杭

申 請 人

松 本 義 久

縮 尺

1 / 250

B号地

座 標 求 積 表 (世界測地系 第Ⅱ系)

地 番	(B) 652-11				
測 点	標 識	X 座 標	Y 座 標	(X _{n+1} -X _{n-1})・Y _n	距 離
HPP2	復・普・金	-38340.851	-29927.348	1418.611487	3.07
BP2	新・普・金	-38343.410	-29925.658	-66219.069070	0.04
HY1	新・普・金	-38343.386	-29925.621	64800.322340	3.07
		倍 面 積		-0.135243	
		面 積		0.0676215	
		地 積		0.06 m ²	

地 番	(A) 652-8		
公 簿	合 計 面 積	残 地	
184.672345	0.0676215	184.6047235	
	地 積	184.60 m ²	

地 積 一 覧

地 番	地 積
(A) 652-8	184.60 m ²
(B) 652-11	0.06 m ²

引 照 点 座 標 一 覧

引 照 点	X 座 標	Y 座 標	備 考
GPT-1	-38343.534	-29904.148	引照点標識鉋 (GNSS-VRS単点観測法)
GPT-2	-38321.763	-29869.828	引照点標識鉋 (GNSS-VRS単点観測法)

引 照 点 計 算 表

器 械 点	後 視 点	境 界 点	夾 角	距 離
GPT-1	GPT-2		0° 00' 00"	40.64
		BP2	212° 43' 10"	21.51
		HPP2	218° 59' 09"	23.35
		HY1	212° 47' 03"	21.47

点 検 に 使 用 し た 基 本 三 角 点 等

基準点名	種 別	X座標	Y座標	備 考
豊川北部NO. 1	2級基準点	-39546.338	-31025.387	ネットワーク型RTK法による単点観測法
豊川北部NO. 2	2級基準点	-39551.919	-30541.397	ネットワーク型RTK法による単点観測法

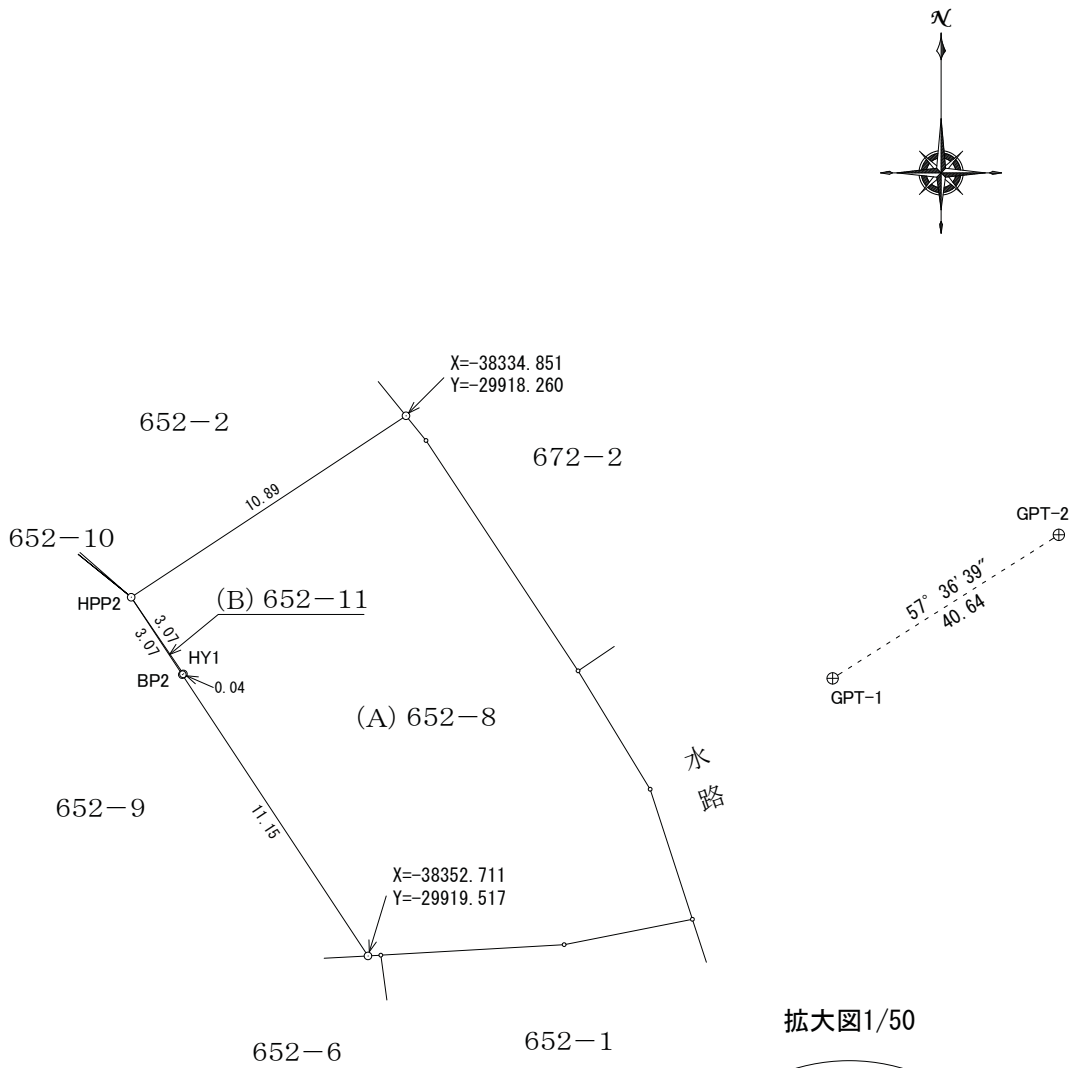
ネットワーク型RTK法による単点観測法の観測年月日 令和6年5月18日

測量年月日	令和 6 年 5 月 18 日
座 標 系	測地成果2011 第Ⅱ系
備 考	

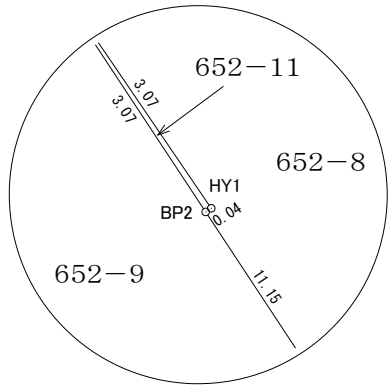
地 番 652-8、652-11

土地所在図
地積測量図

土地の所在 宇城市松橋町松橋字中原



拡大図1/50



既	既 設
新	新 設
替	入 替
復	復 元
永	永 久 標 識
普	普 通 標 識
金	金属プレート標
鉋	金 属 鉋
ブ	プラスチック杭
石	石 杭
コ	コンクリート杭

作 成 者

熊本市中央区新屋敷3丁目16番9号
土地家屋調査士 甲 斐 義 一

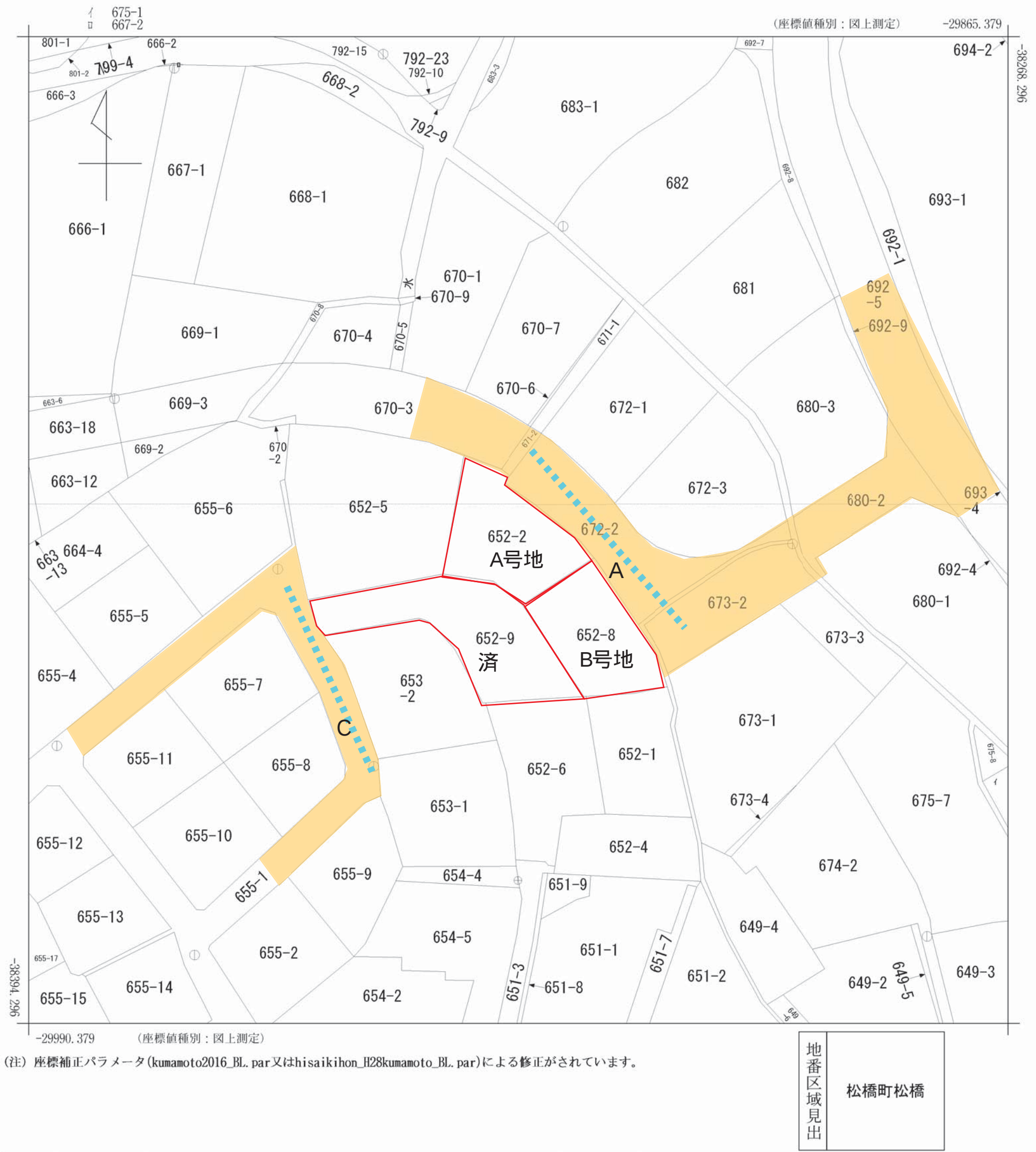
(令和 6 年 6 月 23 日作成)

申 請 人

松 本 義 久

縮 尺

1 / 250



(注) 座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par又はhisaikihon_H28kumamoto_BL.par)による修正がされています。

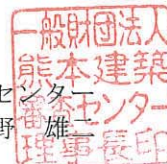
請求部	所在	宇城市松橋町松橋字中原					地番	652番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)			種類	地籍図
作成年月日	昭和48年7月				備付年月日(原図)				補記事項		

確認済証

第 201960200 号
令和2年2月25日

松本 義久 様

一般財団法人熊本建築審査センター
理事長 牧野 雄一



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所

熊本県宇城市松橋町松橋字中原652-2

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（一般工作物）

（1）工作物の種類

擁壁

（2）工作物の高さ

2.754 m

（3）工作物の構造

鉄筋コンクリート造

（4）工事種別

☒ 新築

☐ 増築

☐ 改築

☐ その他

（

）

（5）その他必要な事項

3. 確認を行つた確認検査員氏名

下田 誠至

4. 適合判定通知書の番号

—

5. 適合判定通知書の交付年月日

—

6. 適合判定通知書の交付者

—

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

検査済証

第 201960207 号
令和2年6月30日

松本 義久 様

一般財団法人熊本建築審査センター
理事長 牧野 雄二



下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 201960200 号
2. 確認済証交付年月日 令和2年2月25日
3. 確認済証交付者 一般財団法人熊本建築審査センター 理事長 牧野 雄二
4. 建築場所、設置場所又は築造場所

熊本県宇城市松橋町松橋字中原652-2

5. 検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（一般工作物）

- (1) 工作物の種類

擁壁

- (2) 工作物の高さ

2.754 m

- (3) 工作物の構造

鉄筋コンクリート造

- (4) 工事種別

■ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 移転 □ 大規模の修繕 □ 大規模の模様替 □ 建築設備の設置

- (5) その他必要な事項

6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定

7. 検査年月日

令和2年6月30日

8. 検査を行つた確認検査員氏名

富永 志郎

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

重要事項説明書 [土地建物の売買・交換用]

☒土地・☐土地付建物・☐借地権付建物

令和 年 2 月 14 日

売主(譲渡人)

様

買主(譲受人)

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に✓印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。✓印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 松久工業	商号又は名称	
	代表者の氏名	松本義久 印	代表者の氏名	印
	主たる事務所 所在地・TEL	熊本県宇城市松橋町曲野2163-1 0964-33-3088	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	熊本県 大臣 (11) 第 2060 号 知事	免許証番号	大臣 () 第 号 知事
	免許年月日	平成 31 年 1 月 24 日	免許年月日	平成 年 月 日
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏 名	松本義久 印	氏 名	印
	登 録 番 号	知事 第 2 2 3 3 号	登 録 番 号	知事 第 号
	業務に従事する 事 務 所 名	株式会社 松久工業	業務に従事する 事 務 所 名	
	事務所所在地 TEL	熊本県宇城市松橋町曲野2163-1 0964-33-3088	事務所所在地 TEL	
取引 態様	売買の ☒ 売主・ ☐ 代理・ ☐ 媒介／ 交換の ☐ 当事者・ ☐ 代理・ ☐ 媒介		売買の ☐ 売主・ ☐ 代理・ ☐ 媒介／ 交換の ☐ 当事者・ ☐ 代理・ ☐ 媒介	
供 託 所 等 に 関 する 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地			
	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
	所属地方本部の名称及び所在地			
	※「社団法人全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照			
	弁済業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

1 売主 (交換の場合の譲渡人)

住所・氏名	宇城市松橋町曲野2163番地1 株式会社 松久工業		外 名 (合計 名)
登記名義人と	☐ 同じ ☒ 異なる→理由: 所有者名義は代表者個人である		

2 不動産の表示等

	所 在	地 番	地 目	登記簿面積	実 測 面 積	権利の種類
(1) 土 地	① 宇城市 松橋町松橋字中原	652 番 2	☒ 宅地・ ☐ 田・ ☐ 畑・ ☐ 山林・ ☐ 雑種地・ ☐ () 現況 ()	191.51 m ²	m ²	☒ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権
	② 宇城市 松橋町松橋字中原	652 番 8	☒ 宅地・ ☐ 田・ ☐ 畑・ ☐ 山林・ ☐ 雑種地・ ☐ () 現況 ()	184.60 m ²	m ²	☒ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権
	C 号 地 宇城市 松橋町松橋字中原	652 番 9 10 11	☒ 宅地・ ☐ 田・ ☐ 畑・ ☐ 山林・ ☐ 雑種地・ ☐ () 現況 ()	257.30 m ²	m ²	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権
	外 筆 (別紙)			登記簿面積合計		m ²
	合 計 筆			実 測 面 積 合 計		m ²
	☐ 仮換地 ☐ 保留地予定地			☐ 仮換地面積 ☐ 保留地予定地面積		m ²
	契 約 対 象 の 地 積 の 確 定		☒ 公簿面積による ☐ 実測面積による → 実測： ☐ 済・ ☐ 未済 (実測清算： ☐ 有・ ☐ 無)			
地	土地に関する 測 量 図	☒ 確定測量図	☒ (☐ 昭和・ ☒ 平成) 24 年 6 月 10 日付 ☐ 引渡日までに測量予定		※ 確定測量図とは、隣地所有者の 立会承諾印を得たもの (官有地に 接する場合は、官民査定手続も経 たもの) をいいます。	
		☐ 現況測量図	☐ (☐ 昭和・ ☐ 平成) 年 月 日付 (隣地所有者立会い ☒ 済 ☐ 未済) ☐ 引渡日までに測量予定 (隣地所有者立会い ☐ 予定あり ☐ 予定なし)		※ 現況測量図は、上記確定測量図 以外のものをいいます。	
		☐ その他				
備 考						

(2) 建 物	所 在					家屋番号			
	住 居 表 示					付 属 建 物	☐ 無・ ☐ 有 ()		
	種 類	☐ 居宅・ ☐ 共同住宅・ ☐ 店舗・ ☐ 事務所・ ☐ 工場・ ☐ 倉庫・ ☐ ()							
	構 造	☐ 木造・ ☐ 軽量鉄骨造・ ☐ 鉄骨造・ ☐ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造・ ☐ () / ☐ 瓦ぶき・ ☐ スレートぶき・ ☐ 亜鉛メッキ鋼板ぶき・ ☐ 陸屋根・ ☐ () / 階建							
	床 面 積 ☐ 登記簿 ☐ ()	1階	m ²	・ 2階	m ²	・ 3階	m ²	・ () 階	m ²
	() 階	m ²	・ () 階	m ²	・ () 階	m ²	計	m ²	
物	新 築： ☐ 昭和・ ☐ 平成 15 年 10 月 ☐ 増築・ ☐ 改築： ☐ 昭和・ ☐ 平成 年 月								
備 考									

3 登記簿に記載された事項（平成 29 年 2 月 14 日現在）

□詳細は別添の登記簿謄本・登記事項証明書等参照。

土 地 (借地権の場合はその 対象となるべき土地)	甲 区	名 義 人	住 所	熊本県宇城市松橋町大字萩尾1543番地
			氏 名	松本義久
	乙 区	所有権にかかる 権利に関する事項 (□有・ ☒ 無)		☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐ ()
		所有権以外の 権利に関する事項 (□有・ ☒ 無)		☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☐ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ ()
建 物	甲 区	名 義 人	住 所	未登記
			氏 名	
	乙 区	所有権にかかる 権利に関する事項 (□有・□無)		☐ 差押登記 ☐ 仮差押 ☐ 仮処分 ☐ 所有権移転仮登記 ☐ ()
		所有権以外の 権利に関する事項 (□有・□無)		☐ 抵当権 ☐ 根抵当権 ☐ 賃借権 ☐ ()

4 借地権（使用貸借権）付建物の売買等の場合（該当□する・☒しない）

※ 別添賃貸借契約書・補充用紙参照

5 第三者による対象物件の占有に関する事項

第三者による占有	□有・ ☒ 無
占有者の住所・氏名	
権 利 関 係	☐ 借地人（ ☐ 賃貸借・ ☐ 使用貸借） ☐ 借家人（ ☐ 賃貸借・ ☐ 使用貸借） ☐ ()
備 考	→ ※別添賃貸借契約書等参照

6 法令に基づく制限の概要等

(1)都市計画法・建築基準法に基づく制限

		a. 区 域 区 分 ※資料1参照		b. 開 発 行 為 等 の 制 限 ※資料1参照	
①	都市計 画 区 域	内	☒ 市 街 化 区 域	☐ 開発許可が必要→ ☐ 許可済（許可番号 ）・ ☐ 許可未済 ☒ 開発許可は不要	
			☐ 市 街 化 調 整 区 域	原則として一般住宅等建物を建築することができず、開発行為も原則として許可されません。 例外： ☐ 開発許可取得済（許可番号 ） ☒ その他 線引き前に農地転用と宅地造成申請済（ 都計法43条許可必要）	
			☐ 線引きされていない区域 （市街化区域及び市街化調整区域 に区分されていない区域）	☐ 開発許可が必要→ ☐ 許可済（許可番号 ）・ ☐ 許可未済 ☐ 開発許可は不要	
		外	☐ 準 都 市 計 画 区 域	☐ 開発許可が必要→ ☐ 許可済（許可番号 ）・ ☐ 許可未済 ☐ 開発許可は不要	
			☐ 都 市 計 画 区 域 ・ 準 都 市 計 画 区 域 外	☐ 開発許可が必要→ ☐ 許可済（許可番号 ）・ ☐ 許可未済 ☐ 開発許可は不要	
②	都 市 計 画 制 限	☐ 有 ☒ 無	☐ 都市計画施設等の区域内 ☐ 都市計画事業の事業地内 ☐ 地区計画の区域内 ☐ （ ） 計画・事業名 （ （ ☐ 昭和・ ☐ 平成 年 月 日告示第 号） ※資料3参照		
③	用 途 地 域	☐ 第1種低層住居専用地域 ☒ 第1種中高層住居専用地域 ☐ 第1種住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 指定なし ☐ 第2種低層住居専用地域 ☐ 第2種中高層住居専用地域 ☐ 第2種住居地域 ☐ 商業地域 ☐ 工業地域 ☐ 準住居地域 ☐ 工業専用地域 ※資料4参照			
④	地区・ 街区等	特別用途地区 特定用途制限地域	☐ 特別用途地区（ ） ☐ 特定用途制限地域 ※資料5参照		
		そ の 他 の 地 域 地 区 等	☐ 高層住居誘導地区 ☐ 準防火地域 ☐ 風致地区 ☐ 第（ ）種高度地区 ☐ 高度利用地区 ☐ 防火地域 ☒ （ 22条地域 ） ※資料6参照		
⑤	建 べ い 率 の 制 限	指定建ぺい率 60 % （建ぺい率の緩和） ☐ a. 防火地域内で耐火建築物の場合は10%増となり、 %になります。 ☐ b. 近隣商業地域内あるいは商業地域内で、かつ、防火地域内で耐火建築物の場合は、制限はありません。 ☐ c. 特定行政庁が指定した角地にある場合は10%増となり、 %になります。 ☐ d. 前記a. c. のいずれにも該当する建築物の場合は20%増となり、 %になります。 ☐ e. その他 ※資料7参照			
⑥	容 積 率 の 制 限	a.	指定容積率 200 % 特容容積率の適用： ☒ 無・ ☐ 有→ %になります。		
		b.	道路幅員制限 （前面道路幅員が 12m未満の場合） 幅 員 特定道路による緩和 （ m + m ） × （ ☐ 40・ ☐ 60 ） = %		
		☒ 前面道路幅員が12m未満→a. b. のいずれか低い方によります。 ☐ 前面道路幅員が12m以上→a. によります。			
備考					

⑦	建築物の高さの制限	☒ 道路斜線制限 ☒ 隣地斜線制限 ☒ 北側斜線制限 ☐ 絶対高さ制限 (□10m・□12m) ☒ 日影規制		※資料9参照			
⑧	その他の建築制限	☐ 外壁後退距離制限：(□1.5m・□1m)以上 ☐ 敷地面積の制限：最低限度 _____ m ²		※資料10参照			
⑨	条例による制限 その他の制限	☐ 災害危険区域 ☐ 建築協定区域 ☐ 特例容積率適用区域 ☐ 連担建築物設計制度対象区域 ☐		※資料11参照			
⑩	敷地と道路との関係による制限	敷地の接道義務	建物の敷地は、原則として、幅員 (☒ 4m・□6m) 以上の建築基準法に定める道路に2m以上接していなければなりません。 ☐ 条例により接道の要件が付加されます。 → ☐ 路地状敷地の場合 _____ ☐ 特殊建築物の場合 _____ ☐ _____		※資料12参照		
		接道の状況	接道方向	公・私道の別	接面道路の種類*	幅員	接道長さ
			北東側	☒ 公道・□私道		6m以上	13m
			側	☐ 公道・□私道		m	m
側	☐ 公道・□私道		m	m			
敷地の状況	* 道路の種類 ア. 建築基準法第42条第1項第1号の道路 イ. 同条第1項第2号の道路 ウ. 同条第1項第3号の道路 エ. 同条第1項第4号の道路 オ. 同条第1項第5号道路 (位置指定道路) (指定番号：□昭和・□平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号) カ. 同条第2項道路 (幅員が4mまたは6m未満のため、道路中心線から (□2m・□3m) 後退した線が敷地と道路の境界線とみなされます。) キ. 建築基準法第42条の道路に該当しません。(原則として建築不可。ただし例外あり。) ※資料13参照						
備考							
⑪	敷地と道路との関係図	 字図参照			4		
注：斜線部分は道路敷地となるから、建築面積に算入できません。							
⑫	私道にかかる制限	私道の変更・廃止は、 ☐ 原則としてできません。・ ☐ できます。					

(2)私道に関する負担に関する事項（私道がある場合：「敷地と道路との関係図」参照）

負 担	☐ 無・ ☐ 有（面積 _____ m ² ・共有持分 _____ 分の _____ / 負担金 _____ 円）
備 考	

(3)都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限等

①	法 令 名	古都保存法	都市緑地保全法	生産緑地法
		特定空港周辺特別措置法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
		被災市街地復興特別措置法	新住宅市街地開発法	新都市基盤整備法
		旧市街地改造法	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律
		流通業務市街地整備法	都市再開発法	沿道整備法
		集落地域整備法	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	港湾法
		住宅地区改良法	公有地拡大推進法	農地法
		宅地造成等規制法	自然公園法	河川法
		海岸法	砂防法	地すべり等防止法
		急傾斜地法	森林法	道路法
		全国新幹線鉄道整備法	土地収用法	文化財保護法
		航空法	国土利用計画法	
	制 限 の 内 容	※別添補足資料参照		
備 考				
②	土地区画整理法	区画整理 ☐ 計画有・ ☐ 施行中	名 称：	
		仮 換 地 指 定	☐ 未・ ☐ 済／平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	号
		換地処分公告日（予定）	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		清 算 金	☐ 有→ ☐ 未定・ ☐ 確定（ _____ 円 / ☐ 交付・ ☐ 徴収） ☐ 無	
		清算金交付・徴収の帰属先	☐ 売主・ ☐ 買主	
		制限の内容		
		※資料14参照		
③	土砂災害防止対策推進法	ア. 土砂災害警戒区域	☐ 外 ☐ 内→内の場合はイへ	
		イ. 土砂災害特別警戒区域	☐ 外 ☐ 内→※資料15参照	

7 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合

指定住宅性能評価機関による 住宅性能評価書の交付	☐ 設計住宅性能評価書 ☐ 建設住宅性能評価書	※資料16参照
-----------------------------	--	---------

8 飲用水・ガス・電気の供給施設及び排水施設の整備状況

項 目	直ちに利用可能な施設※	配管等の状況	整備予定・負担金予定額
① 飲用水	☒ 有 → ☒ 水道 (☒ 公営・ ☐ 私営) ☐ 井戸 ☐ 無	前面道路配管 (☒ 有・ ☐ 無) 敷地内配管 ☒ 有・ ☐ 無 私設管の有無 (☐ 有・ ☐ 無)	☐ 無・ ☐ 有 平成__年__月頃 ____円
② ガス	☒ 有 → ☐ 都市ガス (____ガス) ☒ プロパン (☒ 個別・ ☐ 集中) ☐ 無	前面道路配管 (☐ 有・ ☒ 無) 敷地内配管 (☐ 有・ ☒ 無)	☒ 無・ ☐ 有 平成__年__月頃 ____0____円
□ガスの敷地内配管等設備の所有権または使用権が、本物件の売買後においても、買主以外の第三者にあるものとする場合 詳細:			
③ 電気	☒ 有 → ☐ 北海道電力 ☐ 東北電力 ☐ 東京電力 ☐ 中部電力 ☐ 北陸電力 ☐ 関西電力 ☐ 中国電力 ☐ 四国電力 ☒ 九州電力 ☐ 沖縄電力 ☐ その他 ☐ 無		☐ 無・ ☐ 有 ____年__月頃 ____0____円
④ 汚水	☒ 有 → ☒ 公共下水 ☐ 浄化槽 (☐ 個別・ ☐ 集中) ☐ 汲取式 ☐ 無	前面道路配管 (☐ 有・ ☐ 無) 私設管の有無 (☐ 有・ ☐ 無) 浄化槽施設の必要 (☐ 有・ ☐ 無・ ☒ 既設)	☐ 無・ ☐ 有 ____年__月頃 ____円
⑤ 雑排水	☒ 有 → ☒ 公共下水 ☐ 浄化槽 (☐ 個別・ ☐ 集中) ☐ 側溝等 ☐ 浸透式 ☐ 無	前面道路配管 ☒ 有・ ☐ 無 私設管の有無 (☒ 有・ ☐ 無)	☐ 無・ ☐ 有 平成__年__月頃 ____0____円
⑥ 雨水	☒ 有 → ☐ 公共下水 ☒ 側溝 ☐ 浸透式 ☐ 無	浄化槽への雨水の流入はできません。	☐ 無・ ☐ 有 ____年__月頃 ____0____円
備 考			

※「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設及び利用可能な状態にある施設をいいます。(例えば、前面道路まで施設管が配管されており、道路所有者等の承諾を要せず、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担があります。)

また、現在利用されている給水配管が容量不足となった場合、配管取替え工事が必要となることがあります。

9 工事完了時における形状・構造等（未完成物件等の場合）

本物件は未完成物件等に ☐該当します。(※資料17にて完成時の形状を説明。) ☒該当しません。